

# 第5章

# 関税

## 1. ルールの外観

### (1) ルールの背景

関税は代表的な貿易障壁であり、WTOでは、加盟国が交渉（ラウンド）を通じて相互に関税を引き下げていくことを目指している。こうした動きに係る法的規律を概観する前に、ここでは、関税の定義、機能、要素（関税率、関税分類、関税評価）について説明する。

#### ①関税とは

関税とは、物品の輸出入に際して課せられる税金のことであるが<sup>1</sup>、物品の輸入に際して課せられる輸入関税を指すのが一般的である<sup>2</sup>。関税額は、基準額である課税価格に関税率を乗じて算出される。

$$\text{関税額} = \text{基準額 (課税価格)} \times \text{関税率}$$

#### ②関税の機能

関税には、財源機能、国内産業保護機能、貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）の3つの機能があると考えられる。

財源機能とは、関税収入が国の財源となる側面に着目した場合の機能である。かつては関税の機能としてこの財源機能が重視されたが、経済の発展と内国税の体系整備により、先進国においては、その重要性は低下している。例えば、我が国における関税収入額は約0.91兆円であり、国税収入に占める関税収入の割合は約13%である（2023年度一般会計決算ベース）。他方、開発途上国においては、なお関税の財源機能が重要である国もある。

国内産業保護機能とは、関税を課すことにより、競合する輸入品に不利となるよう競争条件を政策的に変更し、国内産業を保護する機能である。事実、各国の関税率を見ると、それぞれの国内産業の競争力を相当程度反映しているものと考えられる。なお、市場アクセスと国内産業保護とのバランスを図る観点から、一定の数量までは無税又は低税率（一次税率）の関税を適用し、当該数量を超える輸入については比較的高税率（二次税率）の関税を適用する関税割当制度が採用されている場合もある。

WTO協定上は、国内産業保護手段として、数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている<sup>3</sup>。これは、国内産業保護手段としては、関税が数量制限より望ましいと理解されてきたことによる（後述（3）参照）。

貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）とは、貿易歪曲効果を有する措置への対抗策として関税が用いられる場合の機能である。例えば、GATT 6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）において、ダンピングが行われ

<sup>1</sup> GATT 第1条では、一般的最恵国待遇の対象として「customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with importation or exportation .....」と規定しており、輸入に対する関税と併せて輸出に対する関税も想定している。

<sup>2</sup> 我が国の関税は、関税定率法第3条において、「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、.....」と規定しており、輸入貨物にのみ課することを明らかにしている。

<sup>3</sup> GATT 第11条では、「加盟国は、.....関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定し、数量制限を禁止する一方で関税賦課は認めている。

ていると認められる場合にアンチ・ダンピング関税によりその是正が図られる場合や、補助金協定において、交付は禁止されていないが輸入国の国内産業に損害を与えている補助金に対して相殺関税が課される場合がこれにあたる（第6章「アンチ・ダンピング措置」及び第7章「補助金・相殺措置」を参照）。

### ③関税率

関税措置においては、言うまでもなく関税率が重要な要素となる。WTO 協定上、WTO 加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率を譲許税率（協定税率とも呼ばれる。）といい、その税率が国定税率より低い場合、WTO 全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。また、譲許率とは、World Tariff Profile（WTO, ITC, UNCTAD）上の定義によると、HSコード6桁ベースの全ての品目のうち、譲許した品目数の比率（＝全譲許品目数／全品目数×100）を指す。

上述のような3つの機能を有する関税であるが、関税賦課は世界経済全体の厚生を低下させる可能性をはらむ。そのため、1947年以来、GATTの下で、関税率の水準が逐次引き下げられてきた。これは、各国が関税交渉（1994年に終了したウルグアイ・ラウンドを含めた数次のラウンド交渉）により関税率の上限（以下「譲許税率」という。また、譲許税率を上限として実際に適用される関税率を「実行関税率」という。）を相互に引き下げることで実現されてきた。また、ウルグアイ・ラウンド以後、分野別の関税率引き下げの努力が行われ、ITA（Information Technology Agreement：情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（情報技術協定））による情報技術製品の関税撤廃や医薬品関税撤廃等の成果をあげている。なお、ウルグアイ・ラウンドの結果、我が国の鉱工業品の最終平均譲許税率（貿易量加重平均）は1.5%となり、米国3.5%、EU3.6%、カナダ4.8%と比較しても相対的に低い水準となっている。

一方で、各国で依然として農産品をはじめとする分野で高関税のまま維持されている品目もあり、タリフ・ピークと呼ばれている。例えば、米国（落花生）、EU（バナナ）、カナダ（バター）、韓国（カッサバ芋）等において見られる。

<図表II-5-1>ウルグアイ・ラウンドによる各国鉱工業品の関税率、譲許率の変化

		日本	米国	EU	韓国	豪州	インドネシ	タイ	カナダ	マレーシア	フィリピン	インド
平均 関税率 (%)	前	3.8	5.4	5.7	18.0	20.0	20.4	37.3	9.0	10.2	23.9	72.2
	後	1.5	3.5	3.6	8.3	12.2	36.9	28.0	4.8	9.1	24.6	32.4
譲許率 (%)	前	98	99	100	24	36	30	12	100	2	9	12
	後	100	100	100	89	96	92	70	100	79	66	68

(注)1. 日本の数字については日通商産業省推計（石油（Petroleum）、林・水産物を除く。林・水産物を含む場合の数字は1.7%）。

2. その他の国についてはGATT事務局の計算による（石油（Petroleum）は除く）。

3. 平均関税率は貿易加重平均により算出したもの。

平均関税率＝譲許品目の関税額の総和÷譲許品目の輸入額の総和×100

(譲許品目の関税額＝譲許品目輸入額×譲許税率)

4. 譲許率（バインド率）とは、HS6桁ベースの全ての品目のうち、譲許した品目数の比率（＝全譲許品目数／全品目数×100）を指す。ここでの数値は貿易加重平均により算出したもの。

5. 「前」、「後」はウルグアイ・ラウンド合意実施前、実施後の税率を示す。

&lt;図表Ⅱ-5-2&gt;主要各国の関税率の状況

国・地域名	単純平均譲許税率 (%)		単純平均実行税率 (%)		譲許率 (%)	
	非農産品	全品目	非農産品	全品目	非農産品	全品目
香港	0	0	0	0	41.6	49.7
日本	2.5	4.1	2.4	3.7	99.6	99.7
米国	3.2	3.4	3.1	3.3	100	100
EU	3.9	4.9	4.1	5.0	100	100
台湾	5.0	6.8	4.8	6.5	100	100
カナダ	5.1	6.6	2.0	3.8	99.7	99.7
シンガポール	6.2	8.8	0	0.0	67.3	72.0
ロシア	7.0	7.5	6.1	6.6	100	100
中国	9.1	10.0	6.4	7.5	100	100
韓国	9.8	17.0	6.5	13.4	94.1	94.9
ニュージーランド	10.2	9.5	2.0	1.9	100	100
サウジアラビア	10.3	11.0	5.7	6.2	100	100
豪州	10.5	9.4	2.6	2.4	96.8	97.2
ベトナム	10.5	11.7	8.1	9.4	100	100
マレーシア	15.0	21.1	5.3	5.6	81.4	83.8
南アフリカ	15.6	19.0	7.4	7.6	92.9	93.8
トルコ	17.2	28.9	12.5	16.2	43.0	50.5
フィリピン	22.4	24.9	5.5	6.0	62.7	67.6
タイ	24.0	26.6	7.1	9.8	73.1	76.9
チリ	25.0	25.1	6.0	6.0	100	100
ブラジル	30.8	31.4	11.7	11.2	100	100
アルゼンチン	31.7	31.8	13.9	13.4	100	100
メキシコ	34.8	36.2	6.0	6.8	100	100
インドネシア	35.5	37.1	7.9	8.0	95.8	96.3
インド	36.0	50.8	13.5	17.0	70.1	74.3
ケニア	57.9	93.8	12.0	13.8	2.8	16.3

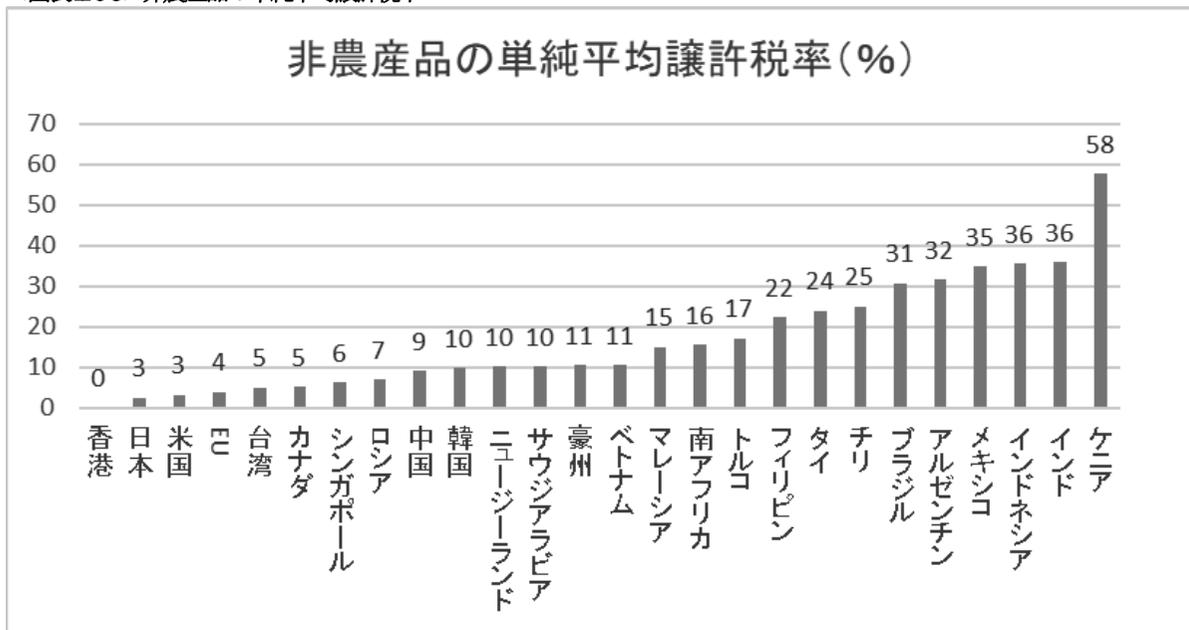
(注1) 上記数値はWTO, ITC, UNCTAD作成 World Tariff Profiles 2024より抜粋。

(注1) 数字は品目ベース。

(注2) 非農産品とは、農業協定対象品目以外の品目であり、林・水産物を含む。

- 平均実行関税率が平均譲許税率を上回っている国があるが、これは、平均実行関税率と平均譲許税率では算出にあたって使用する品目数が異なること等に起因するものであり、ただちに個別の品目について譲許税率を上回る税率を課していることを示すものではない。
- 譲許率について、1000は、小数点第一位を四捨五入して100%になる場合、100は、非譲許の品目が一つもない場合を意味する。

&lt;図表 II-5-3&gt; 非農産品の単純平均譲許税率



※WTO 事務局 World Tariff Profiles 2024 の数値を基に経済産業省作成。

#### ④ 関税分類

関税率とともに関税制度の基本となる要素が、関税分類である。

各国の関税賦課の基準となる関税率表は、品目ごとに割り当てられた関税分類番号と、それぞれの番号に対応する関税率とから成っている。ある物品を意図的により関税率の高い品目に分類する等恣意的な運用がなされれば、関税率の引き下げが事実上無効化してしまうため、関税分類の在り方は具体的な関税賦課に際して極めて重要な意味を有する。

関税分類については、WTO 協定上の規定はなく、かつては各国が独自の制度を有していたが、貿易拡大に伴い統一化の必要性が認識され、1988年に世界税関機構（WCO : World Customs Organization）において「商品の名称及び分類についての統一システム（HS : Harmonized System）に関する国際条約」（HS条約）が策定された<sup>4</sup>。

本条約には、2025年3月現在、日本を含め世界160か国・地域及びEUが加盟し、条約には加盟していないもののHS条約の附属書（HS品目表、最小単位は6桁）を適用している国等を含めると、212か国・地域等においてHS番号で6桁までの関税分類が統一されている。

HS条約締約国は、自国の関税率表をHS品目表に適合させる義務があり、我が国の関税率表も、これに適合している。

HS品目表は、国際貿易の実態を踏まえて作成されているが、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、これまでに7度（1992年、1996年、2002年、2007年、2012年、2017年、2022年）改正されている。

2022年のHS品目表改正（2019年6月のWCO総会において承認、採択。2022年1月から発効）では、社会的要請や技術革新を反映した項・号の新設、変更などが行われた。

#### ⑤ 関税評価

関税の賦課に際しては、賦課の基準額を査定する関税評価も重要な要素となる。

関税評価とは、課税価格を査定する手続である。関税評価では、客観的に適正な課税価格が査定される必要があり、課税価格の恣意的な設定は、関税率を無意味にする。つまり、納税者が適正価格より低い価格で課税価格を申

<sup>4</sup> 設立条約上の正式名称は世界関税協力理事会(CCC: Customs Cooperation Council)だが、1994年よりWCOを通称としている。

告すれば脱税に当たる可能性があり、逆に、関税当局が適正価格より高い価格で課税価格を査定すれば関税額の不当な引き上げとなる。そこで、関税評価については、GATT 7条及びGATT 7条の実施に関する協定（関税評価協定）により、国際ルールが定められている<sup>5</sup>（詳細は2017年版不公正貿易報告書286-292頁を参照）。

## (2) 法律規律の概要

WTO協定は、数量制限を原則として禁止する一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに、関税率の上限を約束し（この約束を「譲許」という）、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指している。

### ① GATT上の規律

GATT 2条は、加盟国に対して、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。また、GATT 28条は、加盟国が譲許税率の引上げや撤回を行うためには、譲許について直接に交渉した加盟国や主要供給国との交渉・合意と、その譲許の変更に実質的な利害関係を有する当該製品の主要供給国等との協議を条件とする旨規定している。（詳細は④を参照）

### ② 関税分類に関する規律

関税分類については、上述のHS条約3条1項において、締約国がHS分類の部、類、項又は号の適用範囲を変更しないこと等を規定し、HSの統一的運用の確保を図っている。HS分類は、技術開発の進展等を反映して定期的に見直されるが、品目の分類が変わっても、譲許内容には影響しないのが原則であり、譲許税率が引き上げられる結果となる場合には、28条の交渉が必要とされている。

### ③ 「譲許」の重要性

以上から明らかなように、譲許税率が高いことや、そもそも譲許しないことは、WTOルール上は問題とならない。譲許税率の範囲内で実行関税率を引き上げることや、非譲許品目の税率を引き上げること、WTO協定上は許容される。

しかしながら、協定上許容されるからといって突然実行関税率を引き上げるといった措置がとられると、予見可能性等の観点から貿易への悪影響は免れないことは当然である。また、先に述べたとおり、譲許を通じて関税率の引き下げを図っているWTO協定の前提からしても、譲許は不可欠のプロセスである。

こうした観点から譲許の重要性は強調されるべきであるが、ウルグアイ・ラウンド後の非農産品の譲許率（全譲許品目数/全品目数×100）を見ると、我が国や米国、EU、カナダではほぼ100%であるが、香港41.6%、シンガポール67.3%、フィリピン62.7%、タイ73.1%、インド70.1%等となっており、相対的に低い水準の国・地域も散見される（WTO事務局作成World Tariff Profiles 2024より）。なお、譲許の際には、予見可能性を高める観点から、可能な限り譲許税率を実行関税率の水準に揃えるべきである。開発途上国においては一般的に譲許税率と実行関税率の乖離が大きく、いつでも譲許税率までの引き上げが可能となっている。これは予見可能性の観点から問題であり、実行関税率より高い関税率での譲許は是正されるべきである。

### ④ 譲許表修正の手続

加盟国が譲許税率の引上げや撤回を行うためには、GATT 28条に基づき、関係国（※1）と交渉し、合意を得る必要がある。また、従前の譲許水準より貿易にとって不利でない相互的、かつ、互恵的な譲許の一般的水準を維持するように努めなければならない。

本交渉において、関係国との合意が成立しなかった場合においても、譲許税率の引き上げや撤回を行うことができるが、その際は、通常他の製品に関する補償的調整（代償の提供）が関係国との間で行われることになる。

<sup>5</sup> 関税評価協定第1条では「輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額・・に第8条の規定による調整を加えた額とする」と規定し、現実の支払価額を基本とすることを明らかにしている。また、第2条では、例外的に同種貨物の取引価額によることができる旨規定されている。さらに、第7条においては、課税価格の決定の際に用いてはならないもの（禁止事項）が列記（輸入国で生産された貨物の販売価格、最低課税価格等）されている。

補償的調整とは、一方的に実施された譲許税率の引き上げや撤回の補償として、関係国が本措置と実質的に同等の価値の譲許の修正又は撤回を行うことができるもの。ただし、本措置は無差別原則に基づくため、MFN 税率ベースで適用しなければならない。

(参考：GATT 28 条に基づく譲許表修正の手続の大まかな流れ)

譲許表の修正を希望する加盟国は譲許の修正・撤回の提案（通報）を WTO へ行う<sup>6</sup>。本提案に対し、交渉権限を有すると主張する関係国（※1）は 90 日以内に事務局に書面を提出する必要がある。ここで交渉権限があると承認された当該関係国と譲許の修正・撤回を提案した加盟国との間で交渉が開始される。その後、交渉結果を事務局に通報し、修正が反映された譲許表の確認書手続（1980 年手続）（※2）を行う。確認書手続開始から 90 日の間に各国から異議申立がなければ、改正された譲許表の発効となる。

GATT 28 条に基づく EU の譲許表修正の手続について同条及び GATT 2 条 1 項の整合性が争われた EU-家禽肉製品事件（DS492）において、パネルは、「主要な」又は「実質的な」供給国としての利害関係の決定について、GATT 28 条の下での交渉と合意が不当に困難なものとなされ、同条の適用が複雑になることは避けるべきであり、また交渉ができる限り速やかに終了することを確保することが重要である一方で、利害関係国の GATT 上の権利を保護するための有効な機会を保障することが等しく重要であるとしつつ、当該認定において参照する期間は申請国の裁量であり、交渉開始後に生じた輸入量の変更を再評価し関係国認定を見直す義務は負わないとした<sup>7</sup>。

また、「補償」の算定においても、当該認定における実際の輸入を参照する期間の決定は、申請国の裁量である一方で、交渉の「開始」に先立つ直近の代表的な 3 年間又は直近の年であること、同期間のデータは当該製品の年間貿易量の典型である必要があること、を明示した<sup>8</sup>。

加えて、同パネルは、GATT 28 条及び関連手続規定において、（確認書手続（※2）に規定されている）認証手続は GATT 28 条に基づく交渉において合意された譲許表の変更を実施するための法的な前提要件ではないと判示した<sup>9</sup>。

#### （※1）関係国

加盟国が GATT 28 条に基づき譲許表の修正を行う際、交渉が必要とする関係国は本条の規定により、以下に該当する国と解される。

##### (f) 直接に交渉した相手国

過去の関税交渉にあたって特定品目について直接に交渉を行って譲許を与えられた相手国（原交渉国）。原交渉国は、当該譲許税率の変更の際には何時でも譲許を与えた国と交渉する権利（Initial Negotiating Right: INR）を有する。

##### (i) 主要供給国

GATT 28 条に基づく交渉前の相当の期間にわたり、譲許表を修正しようとする加盟国の市場において、譲許の修正が行われる品目について原則として最も輸入実績の多い 1 か国。

##### (j) 実質的な利害関係を有する相手国

譲許表を修正しようとする加盟国の市場において、譲許の修正が行われる品目について、輸入実績の中に占めるシェアの大きさを見て、第 2 位ないし第 3 位の国を指すと言われている。ただし、当該品目の輸入総額の最低 10% 以上を占めていなければならないというルールが広く適用されているところ。

#### （※2）確認書手続（1980 年手続）

譲許表の改正について簡易な手続を定めることが必要であるとの認識から、1980 年に策定された「関税譲許表の修正及び訂正のための手続」。譲許の範囲を変更しない技術的な修正である場合は、本手続のみにより譲許表の修

<sup>6</sup> 協定上は 1958 年 1 月 1 日に開始する各 3 年の期間の最初の日（又は加盟国団が投票の 3 分の 2 の多数決により定めるその他の期間の最初の日）に提起できるとされている。（GATT 第 28 条第 1 項）

<sup>7</sup> EU-家禽肉製品事件（DS492）パネル報告書 paras. 7.213-7.228

<sup>8</sup> EU-家禽肉製品事件（DS492）パネル報告書 paras. 7.508-7.550

<sup>9</sup> EU-家禽肉製品事件（DS492）パネル報告書 paras. 7.260-7.277

正が可能である。通常は、提出された譲許表について、3か月以内に他の加盟国から異議が提起されなければ、譲許表が承認され、改正の効力が生じるというもの。

### (3) 経済的視点及び意義

ここでは、関税が数量制限よりも望ましい措置として理解されてきたのか、関税率の引き下げがなぜ望まれるのか、といった問題について基礎的な経済的分析を加える。また、これらの分析を踏まえ、WTOにおける関税引き下げの国際交渉の重要性について指摘する。

#### ①関税の効果

輸入関税賦課の最も基本的な効果は、当該国における国内価格上昇である。いわゆる「小国」（国際価格に影響力を有しない国）の場合、関税分だけ価格が上昇する。他方、いわゆる「大国」（国際価格に影響力を有する国）の場合には、関税による需要減少が国際価格を低下させるため、実際の価格上昇は関税分よりも低くなる。

この国内価格の上昇は、当該財の国内生産を拡大させると同時に、その財への需要を抑制することになる。つまり、関税によって、国内生産者は利益を得るが、消費者は損失を被ることになる。また、当然のことながら、輸入国政府は関税収入を得る。

このように関税は異なるグループに異なる利益と費用をもたらす、これらの大小関係が輸入国全体としての経済厚生の変化を決めることになる。経済厚生は、関税賦課が国際価格に影響を与えない「小国」の場合は必ず下がる。他方で、「大国」の場合には経済厚生が上がるケースもある。自国の経済厚生を最大化させる関税は「最適関税」と呼ばれ、小国の場合は関税ゼロが最適関税となるが、大国の場合は、経済厚生を最大化する最適関税が存在することが知られている。しかし、大国の最適関税の適用は自国の交易条件の改善につながるが、外国の交易条件の悪化をもたらす、外国の経済厚生を低下させることになる。したがって、場合によっては、外国の反発を招きかねない。

#### ②関税の指標

関税率は一般的にその物品の保護水準を示すが、輸入した原材料を用いて生産を行っている場合には、通常、最終製品に賦課される単純な関税率（以下「名目関税率」という）だけで最終製品の保護水準とみなすことはできず、原材料に対する関税率も考慮する必要がある。原材料に対する関税率も考慮した最終製品の保護率を「有効保護率」と呼び、輸入原材料が存在しない場合は、名目関税率と一致するが、輸入原材料が存在する場合は、名目関税率とは一致しない。

#### ③数量制限の効果（第II部第3章「数量制限」）参照

数量制限には様々な形態があるが、その代表的な形態である輸入割当について考えると、理論的には、その効果は輸入関税と同じく、輸入水準の低下と国内価格の上昇である（同等性定理）。

輸入割当が輸入関税と異なる点は、輸入国政府が収入を得ず、輸入割当のライセンスを得た者が超過利益（割当レント）を得ることになる点である

（しかし、ライセンスをオークションによって輸入業者に売り渡せば、理論上は関税収入と同額の政府収入を得ることになる）。

なお、国内市場が完全競争にない場合（例えば独占の場合）、市場が成長している場合、商品価格に変動がある場合等には、一般に数量制限の方が、市場歪曲効果が大きく、同等性定理が成り立たないことが知られている。

#### ④輸入関税が数量制限よりも望ましい理由

前述のとおり、WTO協定では数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている。これは、政策の施行が不透明になりがちな数量制限（例えば相手先と数量が恣意的に決定されがちになる）よりも関税の方が恣意性が介在しにくいこと、数量制限では国際価格の変化や為替変動に拘らず輸入量が一定に制限されること、輸入割当の公平性が担保されないことへの警戒、といった点が根拠となっているものと考えられる。さらに、

関税であれば、効率化によるコスト削減などによる輸出努力の余地がある点も、数量制限よりも関税のほうが望ましいと理解されてきた根拠である。

### ⑤ 関税引き下げの正当化根拠

関税に対しては、次のような議論がある。

- ・「大国」においては最適関税を適用することで交易条件の改善ができるという考え方がある。しかし、相手国の犠牲の下に経済厚生を増大させるため世界全体の経済厚生が自由貿易に比べて低くなることや、相手国が報復措置をとった場合には結局経済厚生が自由貿易の状態より悪化する可能性もある。
- ・国内市場の失敗が存在する場合には関税が経済厚生を高めるという考え方がある。しかし、関税のような国境政策ではなく国内政策、すなわち市場の失敗を直接是正するような政策を割り当てたほうがよいという考えもある。

その上で、WTO 協定は、数量制限を原則として禁止し、関税による産業保護を認める一方で、加盟国が交渉を通じて関税を逐次引き下げていくことを目指しているが、関税引き下げの正当化根拠は、経済的には次のように要約される。

- ・関税賦課による価格システムの歪曲を通じた効率性喪失（いわゆる死荷重）を低減する。
- ・市場保護の程度を減らすことにより市場が拡大すると、輸出国の生産者は規模の利益を享受でき、経済全体としてもメリットが生じる。

### ⑥ 関税による所得再分配と国際交流の重要性

以上のように、経済的に見ると、基本的には関税引き下げが経済効率性を向上させると考えられ、関税率は低減されることが望ましい。

しかしながら、現実には関税を完全に撤廃している国はまれである。各国の関税実態を見ると、社会全体での経済厚生増加を目的として低減するのではなく、むしろ所得再分配を目的として関税が賦課されている場合も多いからである。これは、様々な利益団体の行うロビー活動など政治的な意図による影響が少なからず反映しているものと思われる。

このように国内的要因によって関税が賦課されている場合、経済学的な社会全体の厚生増大を理由として自発的な関税引き下げを実現することは困難である。

ここに、WTO の基本的な考え方である国際交渉による関税引き下げの重要性がある。国際交渉を通じて相互に利益を与えることを条件とすれば、関税引き下げを通じたより自由な貿易が実現できるのである。

## (4) 後発開発途上国（LDC）への配慮措置

1996年6月のリヨン・サミットにおいて、WTO 事務局長が LDC（後発開発途上国）向け関税撤廃構想を提唱したことを契機として、その後の累次のサミット等において、LDC 向け市場アクセス改善の可能な方策を検討する旨の宣言が行われている。

このような背景を踏まえて、1999年12月のWTO 第3回シアトル閣僚会議において、LDCからの輸入について無税・無枠の特恵待遇を実質的にすべての産品に供与し、実施するとの提案がなされたが合意には至らなかった。

しかし、2000年2月、WTO 事務局長が新ラウンド立ち上げに向けた開発途上国との信頼醸成措置として本件イニシアティブを提唱した。また、UNCTAD（国連貿易開発会議）において、小淵首相（当時）が本イニシアティブを主要国の参加を得て推進すると表明した。

2000年3月末には日本・EU・米国・カナダの四極の間で「先進国は、自国の特恵措置に基づき国内上の要件及び国際上の協定に準拠して、LDCを原産とする実質的にすべての産品に対して無税無枠の措置を与えることによりLDCに対して優遇されたマーケット・アクセスを供与する」ことで合意した。

この四極の合意をベースに、2000年5月のWTO 一般理事会で本イニシアティブが発表され、チリ、チェコ、ハンガリー、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スロベニア、スイスが参加を表明し、また、同年6月のAPEC 貿易担当大臣会合の議長声明でも、本イニシアティブに未参加のAPEC エコノミーに対し、自主的

に本イニシアティブに参加するよう促すことが盛り込まれ、香港、豪州、シンガポールが本イニシアティブへの参加を確認した。

さらには、2001年5月に開催された第3回国連LDC会議において、「LDC製品のすべての品目について無税無枠の措置を講じるという目標に向けて改善の作業を行う」旨のブリュッセル宣言及び行動計画が採択され、同年7月のジェノバ・サミット、G8コミュニケーション及びWTO閣僚宣言において当該宣言内容が再確認された。

2002年6月末にカナダで開催されたG8カナナスキス・サミットのアフリカ行動計画、同年8月末から南アフリカで開催されたWSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）の実施、2003年6月にフランスで開催されたエビアン・サミットのG8協調行動、2005年7月にイギリスで開催されたグレンイーグルズ・サミットのG8の貿易においてもブリュッセル宣言のスタンスが確認された。

我が国では、2002年12月に関税・外国為替等審議会において2003年度関税改正に関する答申が出された。特に特惠関税制度については、上記国連LDC会議やサミット等における議論を踏まえ、LDCへの一層の支援を図るため、農水産品につきLDCに対する無税品目を大幅に拡大した（農水産品198品目を追加）。2005年12月の関税・外国為替等審議会においては、2006年度以降、我が国のLDC特惠の対象国にコモロ、ジブチ、東ティモールの3か国を追加する旨の答申が出された。

また、同月、香港で開催された第6回WTO閣僚会議（MC6）に先立ち小泉首相（当時）は、LDCからの市場アクセスを原則として無税無枠化し、開発途上国の輸出能力の向上に対して支援する等を含む「開発イニシアティブ」を発表した。さらに、同閣僚会議において、先進国は、2008年又は実施期間の開始までにすべてのLDC製品について原則無税無枠化すること、実施が困難な国は、最低でも品目ベースで97%の無税無枠供与が合意されたほか、綿花問題やWTO協定上のLDCに対する新たなS&D（特別かつ異なる待遇）について合意するなど、開発途上国に配慮した成果が得られた。

これを踏まえ、我が国では、2006年12月の関税・外国為替等審議会において、LDCへの一層の支援を図る観点から、WTO香港閣僚宣言等を受けたLDCに対する市場アクセスの無税無枠措置の拡充等について答申が出された。本答申を踏まえ2007年4月1日以降、LDC製品のうち無税無枠措置の対象となる品目の割合は、品目ベースで約86%から約98%まで拡大されている。

また、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）では、品目ベースで97%の無税無枠供与を達成していない先進国は、第10回WTO閣僚会議（MC10）までに改善することが合意されるとともに、LDC製品であることの確認を容易にし、特惠適用を改善するためのLDC特惠制度の原産地規則ガイドラインが閣僚決定として合意された。我が国では、こうした閣僚決定等を踏まえ、2015年4月1日からHS61（ニット製衣類）の特惠原産地規則の原産地基準を2工程から1工程へ緩和した。

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）では、第9回WTO閣僚会議（MC9）で合意されたガイドラインを踏まえ、LDC向け特惠原産地規則についての具体的な論点についてより詳細な方向性を示した閣僚決定が合意された（第II部第10章原産地規則及び資料編第1章参照）。

2022年4月にWTO・原産地規則委員会において「原産地規則とナイロビ閣僚決定の実施に関する決定（G/RO95）」を委員会決定として採択し、①ナイロビ閣僚決定の実施に向けた努力を継続すること、②委員会においてLDC向け特惠原産地規則やその他要件に関するベストプラクティスを特定し、既存のLDC向け特惠原産地規則やその利用率について分析すること、③第13回WTO閣僚会議（MC13）に向けて委員会の活動をWTO一般理事会に報告することについて合意した。

2022年6月、スイス・ジュネーブで開催された第12回WTO閣僚会議（MC12）の成果文書において、G/RO95の決定文書を歓迎する旨、明記された。

2023年10月、WTO一般理事会において、国際連合のLDCリストから卒業した国に対しても無税無枠を適用する移行期間を提供することを奨励する旨採択され、2024年3月、第13回WTO閣僚会議（MC13）の閣僚宣言として合意された。

## 2. 交渉状況

### (1) ドーハ・ラウンド非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉

#### ①議論の背景

農産品以外のすべての品目（鉱工業品及び林水産物）を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は世界経済活性化の鍵である。累次のラウンドを通じて、なお一部の品目において高関税が残存するものの、先進国の関税は全体として低水準となっているが、他方で、開発途上国の中には全体として高関税の国も少なくない。

こうした状況を踏まえ、2001年以降のドーハ・ラウンド交渉では、一層の市場アクセス改善のために関税・非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が行われてきた。

関税交渉は、関税の一律削減と分野別の関税撤廃の2つの交渉が行われてきた。関税の一律削減とは、すべての品目に一律に適用される関税引き下げ方式（フォーミュラ）を用いた関税の削減方法である。この中核的な要素（フォーミュラの係数、開発途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するかさ上げ幅）については、当初、先進国と開発途上国の間に隔たりがあったものの、2008年12月の第4次改訂議長テキストでは、多くの要素で意見が収斂した。

他方、先進国は、フォーミュラによる関税削減では新興国の関税を十分に削減できないため、さらなる関税削減を目指して、特定分野の品目を対象とする分野別の関税撤廃交渉を進めた。分野別関税撤廃交渉は、産業分野を特定してフォーミュラカットによる関税引き下げを超える関税撤廃・関税率の調和を行おうとするものであり、電気・電子や化学等、14の分野が提案されている。これまで、製品分野毎に、各国の輸出関心やセンシティブリティに配慮し、より柔軟な条件設定を行うことで、成立要件であるクリティカルマス（世界貿易の主要割合）を目指して議論が進められていたが、これが成立している分野別関税撤廃提案はまだない。

さらに、分野別関税撤廃交渉と同時進行で、技術規格、表示義務、輸入規制その他関税によらない貿易障壁である非関税障壁（NTB：Non Tariff Barriers）の撤廃に関する議論が進められた。2008年12月の第4次改訂議長テキストでは、NTBに関し、13の提案が附属書に記載された。これらの提案には、個別分野に係る国内規制や認証制度の調和志向、透明性の強化等を提案する「分野別」の提案と、NTBの削減に向けた二国間の協議を促進するための手続等を定める提案などの「水平的」な提案が含まれている。（ドーハ・ラウンド交渉の詳細は、資料編「ドーハ開発アジェンダの動向」を参照）

#### ②現状

2001年のドーハ・ラウンド交渉の開始以降、関税の一律削減について議論され、その成果が2008年12月の第4次改訂議長テキストに反映された。それ以降は、主に、関税の分野別撤廃及びNTB削減の議論が進められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンド交渉は、いまだに妥結に至っていない。

このような状況において、WTOの多角的貿易体制に対する信任維持のために、産業界からの要望の強い分野について、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で市場アクセス改善のための交渉が進められてきた。その一つが情報技術協定（ITA）の拡大交渉であった。

以下で、同協定の概要とともに、同協定の拡大交渉について、解説する。

### (2) ITA (情報技術協定) 交渉

#### ①議論の背景

ITA（Information Technology Agreement：情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（情報技術協定））は、1996年12月の第1回WTOシンガポール閣僚会議（MC1）で、WTO加盟国29メンバー（世界貿易シェアの83%）が情

報技術（IT）製品の関税撤廃等に合意したものであり、1997年に発効された。現在、WTO加盟83メンバー（図表II-5-4）がITAに参加しているが（世界貿易シェアの97%）、関税撤廃の効果は、WTO協定の下で全加盟国に適用される。

ITAは、世界貿易総額の15%の関税撤廃に貢献しており、ITA立ち上げ当初の1996年には対象品目の貿易量が1.4兆ドルであったものが、2013年には5.3兆ドルにまで約3.7倍に拡大した。ITAはIT製品の貿易拡大を通じて、各国経済の生産性向上、成長に貢献するものであり、特に、電気・電子分野においては国際的なサプライチェーンが最も発展している分野であり、WTOにおける多国間での貿易自由化の意義は大きい。

## ②拡大ITAの状況

### （a）拡大交渉立ち上げから妥結までの経緯

IT製品は、技術進歩が早く、年々新製品が発売される一方で、ITAについては1997年の発効以来、対象品目の見直しがされていなかった。このため、各国産業界から、技術進展による新製品等を対象としたITAの対象品目の拡大を求める強い要望が寄せられていた。具体的には、2011年3月に我が国を含む17か国・地域の39のハイテク産業団体（その後、同年5月に18か国・地域から41の団体）が拡大ITAを要請する共同声明を発表した。

このような産業界の声に後押しされ、2011年半ばから日米が拡大ITA交渉の立ち上げを主導した。2012年5月にジュネーブのWTO事務局で開催されたITA15周年シンポジウムにおいて、世界の産業界から拡大ITA交渉開始に対する強い要望があったことも踏まえ、その翌日に開催されたITA委員会公式会合において、多くの国が日米等の拡大ITAに関する共同提案を強く支持し、実質的な交渉が開始されることとなった。

累次の交渉を経て、2015年7月にジュネーブで開催された交渉会合で、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等）に合意した。同月、対象品目201品目に加え、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文が、WTO一般理事会で報告・公表された。

2015年9月からは、我が国が拡大ITA交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行なった。そして、同年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣（当時）が議長を務める中、交渉妥結に至った。

### （b）現状

2025年3月現在、対象品目の世界貿易額の約97%をカバーする、56メンバー（図表II-5-4）が拡大ITAに参加している。対象品目201品目の全世界貿易額は年間約1.3兆ドルに上り、全世界の総貿易額の約10%を占める規模である。

日本からの輸出額が大きく、高関税な品目の例としては、デジタルビデオカメラ（最高35%）、半導体製造用フォトレジスト（最高20%）、フラットパネルディスプレイ製造装置（最大関税率10%）等が挙げられる。交渉妥結時には、日本からの対象品目201品目の対世界輸出額は約9兆円、輸出先での関税支払削減額は約1700億円と試算している。

2016年7月1日から関税撤廃が順次開始され、55メンバーは2024年1月には対象品目201品目の関税が完全に撤廃された。また、2021年に新規で参加したラオスは2026年に関税が完全に撤廃される予定である。

我が国は、関税撤廃を実施するためのWTO議許表の修正及び訂正に関する確認書が2017年4月21日に国会承認され、同年5月16日に対象品目中の有税5品目（①タッチパネル用両面粘着フィルム、②小型電子部品に用いるプラスチック、③プリンター等の固形インク、④半導体ウエハー製造装置用の粘着性円形ポリッシングパッド、⑤半導体ウエハー等の運搬や梱包に使用されるプラスチック製の箱、ケース等）を即時撤廃した。

## ③最近の動き

2021年9月にはITA25周年シンポジウムが開催され、各産業界からIT技術の発展や世界経済への貢献とともに更なる対象品目の拡大交渉の開始などを望む声が寄せられた。2022年5月、世界のIT産業界43団体は新たな対象品目拡大交渉を支持する共同ステートメントを発出した。

&lt;図表 II-5-4&gt; ITA 及び拡大 ITA の参加メンバー (※2025年3月時点)

ITA 参加メンバー (合計 83 メンバー)			
拡大 ITA 参加メンバー (合計 56メンバー (下線))			
アフガニスタン	<u>アイスランド</u>	モロッコ	<u>タイ</u>
<u>アルバニア</u>	インド	<u>ニュージーランド</u>	トルコ
<u>豪州</u>	インドネシア	ニカラグア	ウクライナ
バーレーン	<u>イスラエル</u>	<u>ノルウェー</u>	アラブ首長国連邦
<u>カナダ</u>	日本	オマーン	<u>英国</u>
中国	ヨルダン	パナマ	<u>米国</u>
<u>コロンビア</u>	カザフスタン	ペルー	ベトナム
<u>コスタリカ</u>	<u>韓国</u>	<u>フィリピン</u>	
ドミニカ共和国	クウェート	カタール	
エジプト	キルギス	ロシア	
エルサルバドル	<u>ラオス</u>	サウジアラビア	※ EUは27加盟国を 合わせて28メン バー、スイス/リヒテ ンシュタインは2メ ンバーとカウント。
<u>EU</u>	<u>マカオ</u>	セイシェル	
<u>ジョージア</u>	<u>マレーシア</u>	<u>シンガポール</u>	
<u>グアテマラ</u>	<u>モリシヤス</u>	<u>スイス/リヒテンシュタイン</u>	
ホンジュラス	モルドバ	<u>台湾</u>	
香港	<u>モンテネグロ</u>	タジキスタン	

[https://www.wto.org/english/tratop\\_efinftec\\_efitscheds\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_efinftec_efitscheds_e.htm)

### (3) EGA (環境物品協定) 交渉

#### ①議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合 (CTESS : Committee on Trade and Environment Special Session) の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESS において関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた (詳細は、2016年版不正貿易報告書補論1「貿易と環境—気候変動対策に係る国境措置の概要と WTO ルール整合性—」のコラム「ドーハ開発アジェンダにおける環境を巡る議論の進捗状況」を参照)。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APEC に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月の APEC ホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月の APEC ウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

#### ②交渉状況

##### (a) 交渉立ち上げまでの経緯

APEC において環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品自由化推進国・地域で形成する「環境フレンズ」国・地域 (日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー) で、WTO での今後の環境物品自由化交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画 (the President's Climate Action Plan)」を発表。その中で、APEC 環境物品リストを基に、WTO において、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月の APEC バリ首脳会議において、APEC 環境物品リストを基に WTO で前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月に、ダボスの WTO 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志43メンバー (日本、米国、EU (当時の加盟国28か国を含む)、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、コスタリカ) が、WTO・EGA (環境物品協定) 交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志43メンバーで EGA 交渉を立ち上げ、APEC で合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

### (b) 交渉の状況

2014年7月以降、2ヵ月に1～2回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行なわれた。これに当たり、国際機関、政府機関、学会、産業界等の専門家によるコンサルテーションも行なわれた。

2015年4月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティや各メンバーのセンシティブティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、結局合意には至らず、2016年に持ち越しになった。

2016年9月のG20杭州サミット首脳宣言において、交渉の「着地点」（関税撤廃の対象となる品目候補を304品目に特定）に到達したことを歓迎し、年内妥結に向けて努力を倍増することとされた。同年12月、G20杭州サミット首脳宣言に基づき、年内妥結を目指し、米・EU主催のEGA閣僚会合を開催したが、対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。2015年1月にはイスラエル、同年3月にはトルコとアイスランドが加わり、計46メンバーが交渉に参加していた。

2017年8月に早期交渉再開のモメンタム醸成のため、経済産業省が北京でEGA北京シンポジウムを主催した。

### (c) 最近の動き

貿易と環境に関する課題への関心の高まりを背景とし、2021年3月、我が国は世界全体のカーボン・ニュートラル実現に貢献する製品・技術の普及を円滑化させるため、WTO有志国で構成されるオタワグループの閣僚会合において、環境物品の関税撤廃（風力、燃料アンモニア、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、住宅・建築物、太陽光、資源循環の9分野を例示）等を含む「貿易と気候変動」に関する提案を行った。同年12月には環境物品の貿易を促進するためのアプローチ等が盛り込まれた「WTO貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明」が発出された（2025年3月現在78か国・地域が参加）。今後、引き続き環境物品交渉に向けた議論が継続されると考えられる。

## 3. 主要ケース

### (1) EC-IT製品の関税上の取扱い（DS 375, 376, 377）

本件は、①コピー、FAX、プリンタ等の複数の機能を持つデジタル複合機（MFM）、②コンピュータ等に接続するためのDVI端子を有するフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）、③インターネット放送受信や録画等が可能なコミュニケーション機能付セット・トップ・ボックス（STBC）<sup>10</sup>という3種のIT製品に対するEC及びEC加盟国の関税賦課措置に対して、日本、米国、台湾が、譲許税を超えており、譲許違反であるとして、2008年9月にパネル設置要請したケースである。2010年8月パネル報告書が発出され、同年9月に採択された。

ECは、ITA（2②参照）に基づき無税とする旨を約した一定のIT製品について、譲許表において、HS 1996の項（heading）レベルまたは説明によって指定し、無税とする旨を規定している。申立国らは、上記①～③の3製品は、ECがITAに基づいて譲許表で無税とした製品であると主張したが、ECは、技術進歩による多機能化・高度化を理由にITAの対象外であると反論していた。パネルは、3製品に対する関税について、いずれもGATT2条1項(b)及び同(a)不整合であると認定した。

#### ① FPD

ECはITAにおいて、コンピュータ用（"for"）FPDを無税とする旨約束しているが、DVI端子等を備えているFPDを、コンピュータを主な用途とするモニターではなく、ITA対象外であり有税であるビデオモニターと扱い14%の関税を課税していた。

パネルは、「用である」（"for"）という文言について、「主に」等の限定が付されていないので、「～と共に使用する

<sup>10</sup> セット・トップ・ボックスとは、ケーブルテレビの放送信号や電話回線等をテレビに接続し、テレビで視聴可能な信号に変換する装置を指す。

るように設計されている(designed for use with)」と解釈し、上記措置は譲許違反に当たると判断した。

### ② STBC

ECは、譲許表において「STBC：インターネットに対するアクセスを獲得するためのモデムを取り込み、情報の相互交換機能を有する、マイクロプロセッサに基づくデバイス」という説明を付した製品について無税を約束しているが、STBCについて、ITA対象外のビデオ機器として、13.9%の関税を課税していた。

パネルは、STBが、コミュニケーション機能以外の付随的機能によって、上記の譲許表上の説明を充足しなくなる場合はありうるが、ケースバイケースの判断が必要であり、ECの関税分類は、少なくとも上記説明に合致する一定の製品に対して関税賦課を要するため、譲許違反であるとした。

### ③ MFМ

MFМのコピー機能は、書類に光を当ててその反射光をCCD素子によって電気信号に変換し、さらにマイクロチップの指令で転換されたレーザー光線を静電方式のドラムに当てて電気状態を変換してトナーを載せ、これを紙に転写するという方式で行われる。ECは、MFМについて、ITA対象外である、静電効果を利用した複写機のうち間接方式のものとして12%の関税を課していた。申立国らは、MFМは、コンピュータに接続されスキャナーやプリンタとして使用されると想定されていることから、ITAに基づき無税を譲許しているコンピュータ関連機器("output unit")に該当すると主張した。

パネルは、MFМは、コンピュータ関連機器又は少なくとも低税率の譲許を行っているその他の機器であり、ECの上記分類による関税賦課は譲許違反であるとした。その際、譲許表上の間接方式の複写機の説明("operating by reproducing the original image via an intermediate onto the copy (indirect process)")は、使用する媒体(intermediate)を単数としており、文脈上限定解釈すべきであり、MFМは、コピー作成までに複数の媒体(CCD素子、レーザー、感光ドラム)を経由していること等から、当該説明に当たらないとした。

## (2) インドー情報通信技術分野の製品に関する措置(DS 582, 584, 588) 11

本件は、日本、台湾、EUが、携帯電話、スマートフォン、携帯電話用基地局、デジタルマイクロ波通信措置、プリント回路基板アセンブリ、スマートフォン部品等の一部の情報通信技術製品(以下、本件対象産品)に対して、インドが、譲許表上無税を約束しているにもかかわらず、10～20%の関税を賦課しているとして、譲許違反を主張して提訴した事案である。以下、主に日本申立国ケース(DS584)の経緯・判断について記述する。

日本は2020年3月にパネル設置要請したところ、2023年4月にパネル報告書が発出され、日本のGATT2条1項(a)及び(b)違反の主張が認容された。同年5月にインドが上訴し、上級委員会が機能不全であることから、上訴審の審理が進んでいない。

上記の品目についてインドの譲許表上は無税が約束されているところ、インドは、パネルにおいて以下の反論を主張した。

- ① 本件対象産品に関連するインドの譲許は、ITA(2(2)参照)に規定されており、当該譲許の範囲は「固定的」であり、インドのWTO譲許表に編入されても変更されない。
- ② インドは、WTO譲許の範囲はITA上同意した約束から拡大されないとしており、譲許表をHS2002ベースからHS2007ベースに移行する際にITA上の約束範囲より譲許範囲が拡大したことについてはインドに錯誤があったため、錯誤に関するウィーン条約法条約48条により本件対象産品に関する譲許は無効である。
- ③ 日本は、「関税譲許表の修正及び訂正のための手続に関する1980年3月26日のGATT決定」(1980年決定)を通じたインドによる譲許表の訂正要請について、純粋に形式的な訂正に留まるにもかかわらず根拠のない異議を申し立て、同決定3項に違反し、譲許表を訂正するインドの権利を侵害した。
- ④ 仮にインドの譲許表に錯誤が存在しないとしても、本件対象産品については、日本産輸入品は、インド・日本包括的経済連携協定(CEPA)による特惠関税の対象であって通常関税率は無税であり、GATT2条1項(b)上、

11 本件に関しては、平覚「インドー日本からの情報通信技術分野の製品に関する措置」2023年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書([https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/8\\_DS584r.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/8_DS584r.pdf)) (原審パネル報告書について)も参照。

インドの譲許税率を「こえる」ものではない。

パネルは、まず、① ITA の関連性について、ITA に含まれる約束は、加盟国の譲許表に編入されることを通じて初めて WTO 法体系の中で運用可能とされ、ITA 自体は WTO 協定及び DSU の意味における「対象協定」ではなく、GATT 2 条 1 項 (a) 及び (b) の適用上、インドの法的義務の根拠は同国の WTO 譲許表に規定される WTO 関税約束である、とした。

次に、② ウィーン条約法条約 48 条上の錯誤の主張について、同条が WTO 紛争解決手続において適用可能な法かについては判断を回避した。そのうえで、同条 1 項 (いずれの国も、条約締結時に存在すると考えていた事実・事態であり、条約に拘束されることに関する同意の不可欠な基礎を成していたものについて錯誤がある場合、同意を無効にしうる旨の規定) については、インドは、WTO 譲許の範囲が ITA 上の約束範囲に限定されるという想定が譲許表変更による拘束についての同意の不可欠の基礎を成すことを証明していないとして、インドの主張を認容しなかった。なお、パネルはさらに、錯誤の存在を仮定しても、同条 2 項 (国が錯誤発生の可能性を予測できる状況にあった場合に 1 項を適用しない旨の規定) 上、インドは、譲許範囲が ITA 上の約束から拡大された可能性を予測できる状況に置かれていたため、1 項に依拠して無効を主張することはできない、としている。

また、③ 日本が 1980 年決定に不適合に行動した旨の認定を求めるインドの要請については、パネルの付託事項の範囲外であり、パネルは法的判断を行う権限を有さない、とした。

最後に、④ 日本産輸入品は CEPA に基づく特惠関税の対象であるとの反論については、2 条 1 項 (a) 及び (b) に含まれる義務の性質の最恵国待遇性に留意すると、同項 (b) の「他の加盟国の領域の産品」という文言には CEPA の特惠原産地規則が組み込まれているとはいえ、日本産品が特惠関税の適用を受けるためには、CEPA 上の原産地要件を遵守することが求められるため、インドは本件対象産品に無条件の免税待遇を与えているとはいえ、2 条 1 項 (a) 及び (b) に不適合であるとした。

なお、日本は、追加的に、免税されている部分も、インド政府の権限でいつでも撤廃・修正でき、予測可能性を欠く点で譲許表より不利な待遇であるとし、2 条 1 項 (a) 固有の主張を行った。パネルは、まず、同項 (a) は、同項 (b) より広く譲許表に定める他の加盟国の通商に対する待遇に言及するので、同項 (b) で示唆されていないものであっても、譲許表に規定されるような義務を取り込むことができるとした。しかし、パネルは、日本は、インドによる譲許表規定の関税待遇の適用が、なぜ (a) 上の譲許表より不利な関税待遇に当たるのか立証できていないとし、日本の (a) 固有の主張は認容しなかった。